

岩手県告示第389号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第5条第1項の規定による届出について、同条例第8条第5項の規定により、次のとおり説明会で述べられた意見の概要及び当該意見についての届出者の見解の報告があった。

平成28年4月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の名称 高田松原商業開発協同組合及び陸前高田再開発株式会社
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 （仮称）陸前高田ショッピングセンター 陸前高田都市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理事業地内K C 29街区
- 3 報告の概要
 - （1）説明会で述べられた意見 トイレの使いやすさを検討してほしい。
 - （2）当該意見についての届出者の見解 来館された多くの方が使いやすいトイレとなるよう検討している。
- 4 関係書類の縦覧の期間及び場所
 - （1）期間 平成28年4月12日から同年5月12日まで
 - （2）場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び沿岸広域振興局経営企画部並びに大船渡市役所、一関市役所、陸前高田市役所及び住田町役場